

第7章 情報通信の確保

この章のポイント

被災状況等の必要な災害関連情報は、応急対策を展開する上で、防災行政機関等では欠かせないだけでなく、家族との安否確認のための情報通信の確保も、発災時の混乱を避けるために重要となる。

ここでは、発災後の情報通信の確保に向け、防災機関等の相互の通信、区民及び外国人を含めた来訪者への情報提供、住民相互の情報伝達についての対策を示す。

1 想定される事態と認識

- 新たな被害想定では、固定電話の不通、停電などの被害及び携帯電話の不通分布が想定されている。
- 平常時に使用している電話などの通信網だけではなく、発災時に備え、メールやSNS（ソーシャル・ネットワーキング・サービス）はもとより、デジタル技術の進展を踏まえ、防災DXの推進を前提として、多様な通信手段による通信網の確保に取り組む必要がある。

2 現在の到達状況

（1）情報連絡体制と情報提供体制の強化

- 都がこれまで、都防災行政無線網や災害情報システム（DIS）を都庁と各区市町村、防災機関等との間に整備してきた中、区は、この防災通信網に基づいた情報連絡体制を整えている。
- 区は、この他地域系無線197局、移動系無線34局、4G回線IP無線10局、地域BWA回線IP無線アプリ100局など多様な情報通信手段を整備している。
- 区内の被災状況を把握するために、防災カメラを設置（高所4台、駅前5台）している。

（2）区民への情報提供

- 固定系防災行政無線を強化する対策として、デジタル化を完了（固定系79局、うち文字表示板付き2局）した。
- すみだ安全・安心メール（令和7年3月現在登録者数27,774人）、緊急速報メール、区公式LINE、危機管理X（旧ツイッター）、区公式フェイスブックを導入している。
- 緊急地震速報システムを区の施設に導入（114施設）し、運用を行っている。

（3）区民相互の情報通信手段の確保

- 通信事業者による災害用伝言サービスの提供を行っている。

3 対策の方向性

（1）情報連絡体制と情報提供体制の強化

- 防災行政無線や災害情報システムの機能拡充に加え、多様な通信手段を活用して関係機関内の情報連絡体制の向上に努め、正確な情報収集及び情報提供を行う。

（2）区民への情報提供

- 多様な情報伝達手段を活用するとともに新たな情報提供手段の整備に努め、それらの機能について事前に区民に対して周知を行い、情報伝達が的確に行われるよう普及啓発を行う。
- 災害情報システムを活用した効率的な情報収集と集計を実施し、報道発表の迅速化と円滑化を図る。

（3）区民相互の情報通信手段の確保

- 通信事業者等と連携した安否確認手段の確保等により、区民、事業者及び帰宅困難者等への情報提供を充実するほか、モバイル衛星通信機器^(*)等の活用などにより、情報通信の基盤強化と通信手段の多様化を図る。
- 災害用伝言サービスのさらなる普及啓発により、利用促進を図る。

第1章
区、区民、防災機関等の
基本的責務と役割

第2章
区民と地域の防災力向上

第3章
安全な都市づくりの実現

第4章
安全な交通ネットワーク
及びライフライン等の確保

第5章
津波等対策

第6章
広域的な視点からの応急
対応力の強化

第7章
情報通信の確保

第8章
医療救護・保健等対策

^(*) 衛星通信を利用した携帯端末。宇宙衛星を利用するため、地震や台風など自然災害が発生したときでも活用が期待されている。

4 具体的な取組

地震前の行動

（予防対策）

防災機関相互の情報通信連絡体制の整備

- 都・区・防災関係機関の間における定期通信訓練
- 区防災行政無線（固定系）の聞こえやすさ向上のための調査、定期点検
- 蓄電池、発電機、非常用発電設備による停電対策の推進
- アマチュア無線による情報収集のための連携

区民等への情報提供体制の整備

- 区防災行政無線（固定系）の配置増設、デジタル化
- 全国瞬時警報システムを活用した運用の推進
- すみだ安全・安心メール、緊急速報メールの運用
- 区の施設に導入した緊急地震速報システムの運用
- 災害情報の提供のための民間通信・放送事業者との連携の推進
- 多様な情報提供手段の検討、情報入手方法の周知

住民相互の情報連絡等の環境整備

- 家族間での災害発生時の安否確認方法の手段の確認・周知
- 区有施設の公衆無線LANの配備の推進
- 情報通信の基盤強化と通信手段の多様化

地震直後の行動

（応急対策）
発災後
72時間
以内

防災機関相互の情報通信連絡体制の確立

- 都及び防災関係機関との通信連絡体制の確立
- 指定電話及び連絡責任者による窓口の統一化
- 関係機関との連絡員相互派遣等による有線途絶時の措置の実施
- 区民への情報提供等のための報道機関との連携の実施
- 被害状況・措置状況等の情報収集・伝達の実施
- 都災害情報システム（DIS）による区災害対策本部から都への被害状況等の報告
- 高所カメラを活用した情報収集体制の確立

区民等への広報・広聴活動

- 多様なメディアを活用した広報の実施
- 報道機関への災害情報その他必要な事項の発表
- NHK及び民間放送局に対する放送要請
- 被災地区の巡回移動相談の実施、被災地及び避難所等への臨時被災者相談所の設置等による広聴活動

住民相互の情報連絡等の実施

- 都・報道機関等との連携による一斉帰宅抑制の呼びかけ、安否確認方法の周知
- 避難所・一時滞在施設の開設状況等の災害関連情報の提供
- 災害用伝言サービスを利用した家族の安否確認の実施

地震後の行動

（復旧対策）
発災後
1週間
目途

■災害対応に必要な多様な情報通信手段の整備や情報連絡体制、運用の強化

■迅速かつ多様な災害情報提供体制の確保
■民間通信・放送事業者との連携及び情報提供体制の整備
■シンプルな運用環境の構築
■すみだ安全・安心メール等の加入促進

■災害用伝言サービスの普及啓発による利用促進

5 到達目標

● 予防対策

第1節 防災機関相互の情報通信連絡体制の整備

[区、各機関]

1 情報の収集、伝達体制の確立

災害時に区の防災対策の中心となるのは区災害対策本部である。実効的な災害対策を進めるには、区災害対策本部と各機関との緊密な情報連絡が欠かせない。

区及び各機関は、そのための情報機器の整備や定期通信訓練などにより、情報通信連絡体制を整備する。また、区災害対策本部と各防災機関との情報連絡は、通信機器のみならず、各機関が連絡責任者を定め、連絡員を区災害対策本部に派遣するなど、相互に緊密な情報連絡ができる体制を構築する。

※ II-02：墨田区防災関係機関連絡責任者名簿（別冊 P172 参照）

2 通信手段の確保

(1) 防災用通信機器

災害時の通信手段として、区防災行政無線（地域系）や都防災行政無線を公共施設や関係機関等との災害時の通信手段として使用する。

そのほか、主に車両に搭載する区防災行政無線（移動系）、区庁舎、区施設の電話を災害時優先電話として登録するなど複数の通信手段を整える。

また、区防災センターにおいて被災状況を俯瞰的に把握するため、建物屋上などの高所に設置した「高所防災カメラ」並びに、帰宅困難者の状況等を把握するため主要駅前設置した「駅前防災カメラ」を活用する。

※ IV-01：区防災行政無線網構成図（別冊 P219 参照）

※ IV-02：区防災行政無線局（移動系）配備場所一覧表（別冊 P220 参照）

※ IV-03：固定系子局設置場所一覧表（別冊 P222 参照）

※ IV-04：固定系子局位置図（別冊 P223 参照）

※ IV-05：地域防災行政無線局一覧表（別冊 P224 参照）

(2) 運用

区防災行政無線ならびに都防災行政無線の適切な運用ができるよう、定期通信訓練を行う。区庁舎をはじめ、区施設の電話については、NTT東日本に災害時優先電話として登録し、電話回線の輻輳時においても、電話の発信を確保する。

3 停電対策

区防災行政無線は、停電時も72時間の運用ができるよう蓄電池を備えるほか、区庁舎及び指定避難所予定施設には発電機を配備し、一定期間の電力供給が得られるよう対策を講じる。

4 アマチュア無線による情報収集

区庁舎内にアマチュア無線局を設置するとともに、災害時における区内のアマチュア無線局との自主的な協力体制を図り、災害発生時の情報を収集する。

第2節 区民等への情報提供体制の整備

[区]

1 区防災行政無線（固定系）の整備

区防災センターに設置されている区防災行政無線（固定系）設備により区民への避難誘導など、必要な情報を知らせることができる屋外拡声装置を、小中学校や公園等に設置するとともに、屋内で戸別受信できる端末装置を希望する住民防災組織に設置する。

また、防災行政無線放送電話確応答サービスにより、屋外放送の音声を補完する。

2 全国瞬時警報システム（J-A L E R T）の運用

緊急地震速報、津波警報、気象警報などの緊急情報や、ミサイル攻撃に関する情報などを区民に迅速に伝達するため、全国瞬時警報システムを導入し、防災行政無線（固定系）とも連動した運用を図る。

3 すみだ安全・安心メールの配信

事前に登録されたメールアドレスに対して、危機管理情報を発信する。

4 区公式ホームページ・SNS等による情報提供

区公式ホームページ、SNSを使用して災害情報の提供を行うほか、避難所開設情報、混雑状況、現在地からの経路がリアルタイムで分かる「避難所開設状況システム」を導入し、避難に必要な情報の発信を行う。また、デジタル技術の進展を踏まえ、新しい通信基盤を活用した情報提供体制の整備の推進を図る。

5 緊急地震速報システムの運用

地震に対する行動を迅速に行い、被害の軽減を図るため、地震の発生を速やかに感知して大きなゆれが到達する前に地震の強さと到達までの時間を伝える「緊急地震速報システム」を、区の施設に導入し、施設利用者の安全を確保するための運用を図る。

※ IV-06：緊急地震速報システム導入施設一覧（別冊 P225 参照）

6 民間通信・放送事業者との連携

携帯キャリア4社を通じての緊急速報メールの配信、ケーブルテレビ及びエフエムラジオ局との協定に基づく災害情報の提供を行う。

7 その他

東京都災害情報システム（D I S）を通じ、Lアラート（災害情報共有システム）^(*)に避難情報等を配信する。

^(*) 総務省が全国に普及促進しているもので、ICTを活用して、災害時の避難指示など地域の安全・安心に関する情報の配信を簡素化・一括化し、テレビ、ラジオなどの様々なメディアを通じて、地域住民に迅速かつ効果的に提供することができるもので、都災害情報システム（D I S）を通じて情報配信される。

第3節 区民相互の情報連絡等の環境整備

[区]

- 1 日頃から、家族との災害発生時の安否確認方法などをよく相談するよう啓発する。
- 2 避難者への情報提供の一環として、避難所予定施設に災害時用公共無線LANの配備を進める。
- 3 通信事業者等と連携した安否確認手段の確保等により、区民、事業者及び帰宅困難者等への情報提供を充実するほか、モバイル衛星通信機器等の活用などにより、情報通信の基盤強化と通信手段の多様化を図る。

第1章
区、区民、防災機関等の
基本的責務と役割

第2章
区民と地域の防災力向上

第3章
安全な都市づくりの実現

第4章
安全な交通ネットワーク
及びライフライン等の確保

第5章
津波等対策

第6章
広域的な視点からの応急
対応力の強化

第7章
情報通信の確保

第8章
医療救護・保健等対策

● 応急対策

第1節 情報連絡体制

[各機関]

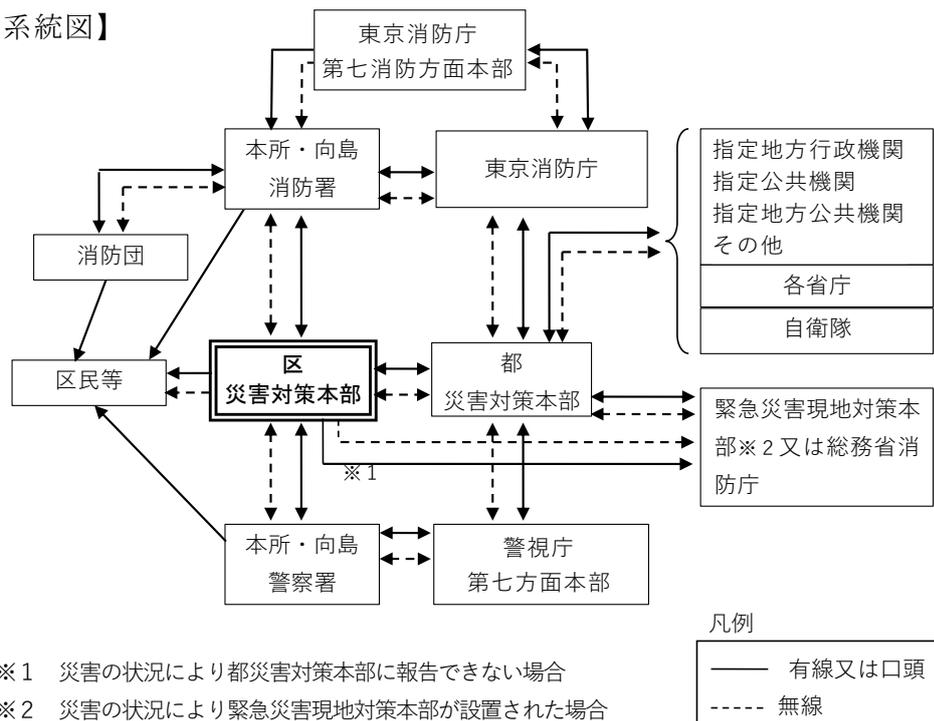
災害時に、情報が途絶することなく、迅速かつ的確に情報共有が行なえるよう、関係機関相互の情報連絡体制を以下のとおりとする。

1 区の通信体制

災害時には、区の通信連絡体制を一元化、体系化して情報を集約・管理する。その場合の体制は以下のとおりである。

- (1) 区災害対策本部設置前は、区都市計画部危機管理担当防災課を区の総括窓口とする。
- (2) 区災害対策本部が設置された場合は、本部長室事務局企画情報隊（詳しくは、第2節「災害に関する情報の収集・伝達」参照）が各機関との通信連絡を実施する。
- (3) 区災害対策本部が設置された場合は、各部長は電話を平常業務のために使用することを制限するとともに部の通信連絡を総括する。
- (4) 都災害対策本部に対する情報連絡は、都防災行政無線を使用する。なお、災害の状況により都災害対策本部に連絡することができない場合は、国の現地対策本部又は総務省消防庁等に対して直接連絡をする。
- (5) 災害が発生するおそれのある異常な現象を発見した者またはその発見者から通報を受けた警察官もしくは海上保安官から通報を受けたとき、又は自ら知ったときは、直ちに都及び気象庁に通報する。
- (6) 災害原因に関する重要な情報について、都又は関係機関から通報を受けたとき、又は自ら知ったときは、直ちに区域内の公共的団体その他重要な施設の管理者、住民防災組織及び一般区民等に周知する。

【通信連絡の系統図】



2 連絡責任者

区災対各部及び各防災関係機関は、あらかじめ定めた連絡責任者を窓口とし、必要な情報連絡を行う。

3 有線途絶時に対する措置

有線通信の途絶時には、都、区及び関係機関の配備した無線を使用し、通信連絡を確保する。なお、情報収集に当たっては、ラジオ、テレビ等も利用する。

- ※ IV-05：地域防災行政無線局一覧表（別冊 P224 参照）＜再掲＞
- ※ IV-08：本所警察署通信系統図（別冊 P231 参照）
- ※ IV-09：向島警察署通信系統図（別冊 P232 参照）
- ※ IV-10：東京消防庁第七消防方面無線連絡系統図（別冊 P233 参照）
- ※ IV-11：消防関係通信連絡系統図（別冊 P234 参照）
- ※ IV-12：本所消防団連絡系統図（別冊 P235 参照）
- ※ IV-13：向島消防団連絡系統図（別冊 P236 参照）

4 報道機関との連携

災害発生時、災害対策本部設置時には、放送要請による対応を行う場合があるほか、災害対策本部設置に至らない場合でも、区民等に対し各放送機関等と連携した避難指示等に関する情報提供を行うなど、より一層の災害対応を実施する。

伝達する情報の例

- (1) 高齢者等避難
- (2) 避難指示
- (3) その他災害応急対策に関わる事項

第2節 災害に関する情報の収集・伝達

[各機関]

各機関における情報の収集及び伝達は、以下のとおりとする。

機関名	内 容
区	<p>1 情報の収集</p> <p>(1) 本部長室事務局長は、被害状況等収集のため災害地の特別調査を行う必要があると認めたときは、適宜、各災対部長に対し、調査員派遣を要請することができる。</p> <p>この際、災対総務部に所属する出張所の職員は、管轄区域内の被害状況等の収集・報告に努めるものとする。</p> <p>ア 調査班の編成等</p> <p>調査班の数及び構成その他必要事項は、特別調査を要請された災対部長が、調査事項、実施要領、職員の参集状況及び本部長室事務局長が特に要望する事項等を踏まえて適宜定める。</p> <p>イ 調査班の任務</p> <p>調査班は、各災対部長の指示により出動し、現地の状況を調査する。</p>

機関名	内 容
区	<p>ウ 調査事項 調査事項は、おおむね次のとおりとする。</p> <p>(ア) 災害原因 (イ) 被害状況 (ウ) 応急措置状況 (エ) 災害地住民の動向及び要望事項 (オ) 現地活動の問題点 (カ) その他必要な事項</p> <p>エ 実施要領 調査に当たっては、警察官、消防職員、現地住民等の協力を得て実施し、速やかに調査の結果を指揮系統を通じ区本部長(本部長室事務局長宛て)に報告する。</p> <p>(2) 災害情報の収集は、その伝達とともに他の通信に優先させ、特に重要事案については、継続的かつ系統的な報告を求める。</p> <p>(3) 区において特に重点的に収集する事項は、次のとおりである。 なお、収集された災害情報については、区、警察署、消防署の三者が協同して検討し、内容の正確を期するよう努める。</p> <p>ア 異常現象の発生内容又は災害発生の原因及び経過 イ 管内の被害に関する情報 ウ 区として実施した措置状況</p> <p>(4) 区災対各部は、災害が発生したときから、当該災害に関する応急対策が完了するまで、以下の要領によりそれぞれの所掌事務について本部長室事務局企画情報隊に報告する。</p> <p>ア 報告すべき事項 報告事項及び報告主管部・隊は、※別表のとおりである。</p> <p>イ 報告の区分</p> <p>(ア) 速報 (気象状況) 異常現象を発見したときは、直ちに報告し、できる限りその後1時間ごとに現状を報告する。</p> <p>(被害状況) 被害の大小に関わらず、現況把握次第、直ちに報告する。</p> <p>(措置状況) 災害応急対策の実施の都度、必要と認める事項につき報告する。</p> <p>(イ) 中間報告 (被害状況) 災害発生被害状況が確定するまで、毎日10時までに前日までの分を取りまとめ、報告する。</p> <p>(措置状況) 災害応急対策活動を実施している間、毎日10時までに前日分を取りまとめ、報告する。</p> <p>(ウ) 決定事項 (被害状況) 被害状況が確定したときは、電話により一報を入れ、事後写真その他の資料を添付のうえ、速やかに文書により報告する。</p> <p>(措置状況) 災害応急対策活動が完了した後、速やかに文書により取りまとめ、報告する。</p>

第1章
 区、区民、防災機関等の基本的責務と役割

第2章
 区民と地域の防災力向上

第3章
 安全な都市づくりの実現

第4章
 安全な交通ネットワーク及びライフライン等の確保

第5章
 津波等対策

第6章
 広域的な視点からの応急対応力の強化

第7章
 情報通信の確保

第8章
 医療救護・保健等対策

機関名	内 容
区	<p>(5) 区、警察署及び消防署の三者は、総合的被害状況を協議検討し、その確定を待って必要な関係機関に通報する。</p> <p>2 情報の伝達 災害情報の伝達は特に迅速正確を期し、有線電話、無線、連絡員（伝令）等により行い、関係機関、民間団体等の協力を得るようあらかじめ依頼する。</p> <p>(1) 区は、情報を収集したのち速やかに整理し、都に報告する。 (2) 区民等に対する伝達には、風評被害やパニック防止等に注意しつつ要配慮者にも十分配慮のうえ、防災行政無線、区公式ホームページ、すみだ安全・安心メール、区公式LINE、危機管理X（旧ツイッター）、区公式フェイスブック、緊急速報メール、広報車両、その他あらゆる方法により速やかに実施する。 また、自らでは情報の入手が困難な要配慮者に配慮した情報伝達方法を確立する。 (3) 区は、災害対策本部設置時に、都を通じて放送要請による対応を行う場合があるほか、災害対策本部設置に至らない場合でも、区民等に対し各放送機関等と連携した避難指示等に関する情報提供を行うなど、より一層の災害対策を実施する。</p> <p>3 受発信用箋の様式 受発信用箋の様式については所定の用紙を使用する。 ※ VI-03：受信用紙兼情報連絡票（別冊 P295 参照） ※ VI-04：広報発信票（別冊 P296 参照）</p> <p>4 水防に関する情報の収集及び伝達 雨量、高水位、高潮位通報、水防警報及び津波警報等水防活動に必要な情報及び伝達は、この計画のほか墨田区雨雪対応実施要領に定める。</p>
警視庁 第七方面本部 本所・向島 警察署	主な収集事項は、家屋の倒壊状況、死者・負傷者等の状況、主要道路・高速道路・橋及び交通機関の状況、住民の避難状況、火災の拡大状況、堤防・護岸等の破壊状況、電気・水道・ガス・通信施設の状況、その他とする。
東京消防庁第七 消防方面本部 本所・向島 消防署	主な情報収集事項は、火災発生状況及び消防活動状況、救助・救急発生状況及び救助・救急活動状況、避難道路及び橋梁の被災状況、避難の必要の有無及び状況、救急告示医療機関等の診察状況、その他消防活動上必要ある状況とする。
災害現地にある 防災関係機関	災害現地にある防災関係機関の現地責任者が、被害状況等を把握したときは、速やかに所属機関の長に報告しなければならない。

第1章 区、区民、防災機関等の基本的責務と役割

第2章 区民と地域の防災力向上

第3章 安全な都市づくりの実現

第4章 安全な交通ネットワーク及びライフライン等の確保

第5章 津波等対策

第6章 広域的な視点からの応急対応力の強化

第7章 情報通信の確保

第8章 医療救護・保健等対策

※別表

報告事項及び報告主管隊一覧表		
報告事項：速報・中間報告・決定報告		報告主管災対部・隊
気象状況	気象情報 水象情報	本部長室事務局 企画情報隊 災対建設部 庶務隊
措置状況	職員動員数	災対各部 各隊
	水防活動	災対建設部 巡検隊
	避難収容状況	災対救護部 各収容隊
	救助物資及び物資経理状況	災対物資輸送部 各物資輸送隊
	災害地域消毒状況	災対保健衛生部 防疫医療担当
	庁舎・避難所等の応急修理状況	災対建築部 営繕隊
	物品の出納保管	災対総務部 財務・経理隊
	車両舟艇等の調達	災対総務部 総務隊
	本部職員の給食その他の措置	災対総務部 総務隊
支援活動	災対施設保護部 各施設保護隊	
被害状況	人家屋被害	災対総務部 総務隊
	商工業被害	災対総務部 総務隊
	公共土木施設被害	災対建設部 庶務隊
	区有財産被害	災対総務部 総務隊
	教育施設被害	災対教育部 庶務隊

第1章
区、区民、防災機関等の
基本的責務と役割

第2章
区民と地域の防災力向上

第3章
安全な都市づくりの実現

第4章
安全な交通ネットワーク
及びライフライン等の確保

第5章
津波等対策

第6章
広域的な視点からの応急
対応力の強化

第7章
情報通信の確保

第8章
医療救護・保健等対策

第3節 被害状況等の報告体制

[区、警視庁第七方面本部、本所・向島警察署、東京消防庁第七消防方面本部、本所・向島消防署]

機関名	内 容																			
区	<p>都に対する報告</p> <p>本部長室事務局企画情報隊は、災害が発生した時から当該災害に関する応急対策が完了するまで、被害状況等について、都災害情報システム（D I S）により都へ報告する。ただし、システム障害等により入力できない場合は、「災害報告取扱要領」（平成5年4月都総務局災害対策部）に定められた報告様式等に基づき、都防災行政無線、電話、ファクシミリなどあらゆる手段により報告する。</p> <p>なお、家屋の倒壊や火災が多発する災害が発生した場合及び災害対策基本法第53条に基づく被害状況を都に報告できない場合には、国（総務省消防庁）に報告する。</p> <p>1 報告すべき事項</p> <p>災害の原因、災害が発生した日時、災害が発生した場所または地域、被害状況、被害の程度は、認定基準、災害に対して既に行った措置及び今後取ろうとする措置、災害救助法適用の要否及び必要とする救助の種類、その他必要な事項</p> <p>2 報告の種類、期限等</p> <p>報告の種類、提出（入力）期限は次の表のとおりとする。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>報告の種類</th> <th>入力期限</th> <th>入力画面</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>発 災 通 知</td> <td>即時（30分以内）</td> <td>発災情報</td> </tr> <tr> <td>被害措置概況速報</td> <td>即時（30分以内）及び都が通知する期限内</td> <td>災害総括被害情報措置情報</td> </tr> <tr> <td>要 請 通 知</td> <td>即時（30分以内）</td> <td>要請情報</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">確 定 報</td> <td>災害確定報告</td> <td rowspan="2">災害総括 被害情報 措置情報</td> </tr> <tr> <td>各種確定報告</td> </tr> <tr> <td>災 害 年 報</td> <td>4月20日</td> <td>災害総括</td> </tr> </tbody> </table> <p>※ IV-07：都災害情報システム（D I S）入力要領「被害程度の認定基準」（別冊 P228 参照）</p>	報告の種類	入力期限	入力画面	発 災 通 知	即時（30分以内）	発災情報	被害措置概況速報	即時（30分以内）及び都が通知する期限内	災害総括被害情報措置情報	要 請 通 知	即時（30分以内）	要請情報	確 定 報	災害確定報告	災害総括 被害情報 措置情報	各種確定報告	災 害 年 報	4月20日	災害総括
報告の種類	入力期限	入力画面																		
発 災 通 知	即時（30分以内）	発災情報																		
被害措置概況速報	即時（30分以内）及び都が通知する期限内	災害総括被害情報措置情報																		
要 請 通 知	即時（30分以内）	要請情報																		
確 定 報	災害確定報告	災害総括 被害情報 措置情報																		
	各種確定報告																			
災 害 年 報	4月20日	災害総括																		
警 視 庁 第七方面本部 本所・向島 警 察 署	<p>区災害対策本部に要員を派遣するとともに、警察無線、防災無線等により、収集した被害状況等を伝達して、関係機関と情報交換を図る。</p>																			

機関名	内 容
東京消防庁第七消防方面本部 本所・向島消防署	<p>各消防署管内の被害状況及び各種消防活動の状況等について、次の手段により収集した情報を、適宜、都に伝達・共有するとともに、警視庁、自衛隊等の関係機関と情報交換を図る。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 高所高感度カメラを用いた管内の火災発生状況、建物倒壊状況等の把握 2 地震計ネットワーク、地震被害予測システム、延焼シミュレーション等を活用した被害状況の予測 3 消防車両、情報活動隊、広報車隊、巡回情報収集班等による早期災害情報システム等を活用した被害状況の把握 4 消防職（団）員の参集者が早期災害情報システム等を活用して収集した被害状況の把握

第1章
区、区民、防災機関等の
基本的責務と役割

第2章
区民と地域の防災力向上

第3章
安全な都市づくりの実現

第4章
安全な交通ネットワーク
及びライフライン等の確保

第5章
津波等対策

第6章
広域的な視点からの応急
対応力の強化

第7章
情報通信の確保

第8章
医療救護・保健等対策

第4節 広報及び広聴活動

[区、警視庁第七方面本部、本所・向島警察署、東京消防庁第七消防方面本部、本所・向島消防署]

区内や所管施設などにおいて災害が発生し、又は発生するおそれがあるときは、直ちに警察署、消防署等と連携して、適切かつ迅速な広報活動を行う。

また、被災者のための相談所を設け、要望事項や苦情を聴取し、その解決を図る（震災編第13章「住民の生活の早期再建」参照）。

機関名	内 容
区	<p>1 災害広報情報の収集及び伝達 広報活動に必要な情報の収集及び伝達並びにそのために必要な通信連絡は、この計画に特に定める場合を除き、応急対策第1節「情報連絡体制」、同第2節「災害に関する情報の収集・伝達」及び同第3節「被害状況等の報告体制」に定めるところにより処理する。</p> <p>2 区民への広報 (1) 広報内容 ア 気象状況、防災活動状況及び今後の見通し イ 出火防止、初期消火、救出救護及び要配慮者への支援の呼びかけ ウ 被害状況、関係機関の諸活動（治安、救助、消防、警備、水防等） エ 避難指示等の伝達 オ 避難誘導、その他必要事項 カ 事故の防止、防疫についての注意 キ 交通、運輸の状況 ク 救護所や救急告示医療機関等の診療情報 ケ 区民の安心、安全に関する事項 コ その他区民が必要としている事項 (2) 方法 ア 区公式ホームページ、SNS、ケーブルテレビなど多様なメディアの活用を図るほか、区報臨時号等の発行も検討する。また、消防署・消防団等の防災関係機関、東京消防庁災害時支援ボランティア、住民防災組織、民間団体の協力を得て実施する。 イ 広報時期及び内容の選択に注意し、防災関係機関との相互連絡を密にする。</p> <p>3 報道機関への発表 (1) 報道機関に対して災害情報その他必要な事項を発表する場合は、あらかじめ防災関係機関と連絡協議し、正確な事項、内容を発表する。 (2) 発表内容に当たっては、特にその適正を期する。 (3) 発表責任者は、本部長室事務局広報隊長とする。 (4) 総括的な発表に余裕のないとき又は緊急を要する発表は、それぞれの活動機関において行うことができる。ただし、その発表内容を本部長室事務局広報隊長へ報告すること。</p> <p>4 NHK及び民間放送局に対する放送要請 (1) 放送の要請 災害に関する予報もしくは警報又は通知に係る事項、予想される災害の事態及びこれに対して取るべき措置、その他の事項について、公衆電気通信設備、有線電気通信設備又は無線設備により通信できない場合に</p>

第1章 区、区民、防災機関等の基本的責務と役割

第2章 区民と地域の防災力向上

第3章 安全な都市づくりの実現

第4章 安全な交通ネットワーク及びライフライン等の確保

第5章 津波等対策

第6章 広域的な視点からの応急対応力の強化

第7章 情報通信の確保

第8章 医療救護・保健等対策

機関名	内 容
区	<p>において、その通信のため特別の必要があるときに、NHK及び民間放送局に対し、放送を求めることができる（災害対策基本法第57条）。</p> <p>(2) 要請の方法 区本部長は、放送要請の必要がある場合には、放送要請の理由・放送事項等を明らかにして、都総務局総合防災部（都災害対策本部を設置したときは本部長室）を通じて要請する。ただし、緊急を要する場合は、NHK報道局編集部及び民間放送局に直接依頼し、事後都に連絡する。</p> <p>5 広聴活動 災害が終息したのち、被災地を巡回して移動相談を実施するとともに、被災地及び避難所等に臨時被災者相談所を設け、相談、要望、苦情等を聴取し、速やかに関係機関に連絡して早期解決を図る。</p> <p>6 広報写真等の作成 災害時における被害地の状況その他を写真等に収め、復旧対策広報活動の資料として活用する。撮影は原則として広報隊員が実施する。</p>
警視庁第七方面本部本所・向島警察署	<p>1 広報活動 (1) 広報内容 ア 予震、津波等気象庁の情報 イ 地域の被害情報及び見通し ウ ライフライン等の被害状況及び復旧見通し エ 主要道路・高速道路・橋等の被害状況及び復旧見通し オ 被災地域・避難場所等に対する警戒状況等 (2) 広報手段 ア トランジスターメガホン イ 交番（駐在所）備付けマイク ウ パトロールカー、白バイ、広報車 エ ホームページ等</p> <p>2 広聴活動 警察署又は交番その他必要な場所に臨時相談所を設置して、警察関係の相談に当たる。</p>
東京消防庁第七消防方面本部本所・向島消防署	<p>1 広報活動 (1) 広報内容 ア 出火防止、初期消火の呼びかけ イ 救出救護及び要配慮者への支援の呼びかけ ウ 火災及び水災に関する情報 エ 避難指示に関する情報 オ 救急告示医療機関等の診療情報 カ その他都民が必要としている情報 (2) 広報手段 ア 消防車両等の拡声装置等による情報提供 イ 消防署、消防団及び町会の掲示板等への掲示 ウ テレビ、ラジオ等報道機関を介しての情報提供 エ ホームページ・SNS・消防アプリ等を活用した情報提供 オ 消防団員、東京消防庁災害時支援ボランティア、自主防災組織を介しての情報提供</p> <p>2 広聴活動 災害の規模に応じて、消防庁舎その他必要な場所で各種相談等に対応する。</p>

第1章
区、区民、防災機関等の基本的責務と役割

第2章
区民と地域の防災力向上

第3章
安全な都市づくりの実現

第4章
安全な交通ネットワーク及びライフライン等の確保

第5章
津波等対策

第6章
広域的な視点からの応急対応力の強化

第7章
情報通信の確保

第8章
医療救護・保健等対策

第5節 区民相互の情報連絡等

[区、NTT東日本]

都や報道機関等と連携して、区民、事業者等に対し安否確認方法の周知を行う。

区民等は、災害用伝言ダイヤル（171）、災害用伝言板（web171）等を利用し、家族等の安否を確認する。

● 復旧対策

第1節 情報連絡体制

応急対策第1節「情報連絡体制」に準ずる。

第2節 災害に関する情報の収集・伝達

応急対策第2節「災害に関する情報の収集・伝達」に準ずる。

第3節 被害状況等の報告体制

応急対策第3節「被害状況等の報告体制」に準ずる。

第4節 広報及び広聴活動

応急対策第4節「広報及び広聴活動」に準ずる。

第5節 区民相互の情報連絡等

応急対策第5節「区民相互の情報連絡等」に準ずる。

